

尾道市初回産科受診料助成事業

令和5年4月1日より、低所得者世帯に属する方が妊娠判定のために産科医療機関を受診した際に要した費用の自己負担分について、1万円を上限に費用の一部を助成します。

【助成対象者】（以下のすべてに該当する方）

- （1）受診日及び助成申請時、尾道市に住民登録がある方
- （2）妊娠判定のため医療機関を受診した方
- （3）生活保護世帯、非課税世帯又は同等の所得水準の方
- （4）世帯の課税状況の確認に同意する方
- （5）市が継続的に対象者の状況を把握し、必要な支援につなげるため、医療機関等と必要な情報を共有することに同意する方

【助成額】 初回産科受診 上限1万円

- ※助成上限額と実際に実費で受診した受診費用を比較して、低い金額が助成額になります
- ※保険診療となった場合は、助成の対象外となります

【申請方法】 費用を一旦自己負担し、後日窓口で申請してください

- ※初回産科受診から1年以内に申請してください

【必要書類】

- ◆ 妊娠したことが分かるもの（妊娠届出書・エコー写真など）
 - ◆ 受診した医療機関が発行した領収書及び明細書の原本
 - ◆ 本人確認ができるもの（個人番号カード・運転免許証・パスポートなど）
 - ◆ 妊婦本人名義の受け取り口座が確認できる書類（通帳・キャッシュカード等）
 - ◆ 申請者の属する世帯の課税状況の分かる書類（以下※の条件に該当する方のみ）
- ※申請日が1月1日～6月30日の場合で前年の1月1日に尾道市に住民票がない方
 - ※申請日が7月1日～12月31日の場合でその年に尾道市に住民票がない方

【申請窓口】

健康推進課 総合福祉センター-2階・因島総合支所・瀬戸田福祉保健センター
御調保健福祉センター

問い合わせ先

〒722-0017 尾道市門田町 22-5 総合福祉センター 2階

尾道市こども家庭センターほかほか☀ / 尾道市健康推進課すこやか親子係

電話番号：(0848) 36-5003

/ 電話番号：(0848) 24-1960

